

情報処理サービス業における死亡災害事例（1999-2020年）

年	月	発 生 時	死亡災害事例	起因物 (小)	事 故 の 型	労働 者規 模
1999	9	13 ～ 14	乗用車にパソコン1台と2人乗せ次の客先へ向けて走行中、インターチェンジ出口で本線とインターチェンジ出口の境にあるガードレールに右側部分から激突した。	231	17	1～9
1999	9	13 ～ 14	乗用車にパソコン1台と2人乗せ次の客先へ向けて走行中、インターチェンジ出口で本線とインターチェンジ出口の境にあるガードレールに右側部分から激突した。	231	17	1～9
2000	10	23 ～ 24	セミナーに参加して駅から自宅に帰るため県道を歩行中、後方から来た軽自動車に跳ねられた。	231	17	1～9
2001	3	21 ～ 22	道路交通量の調査終了後に調査場所の幅員等を計測中、道路に近接していたトラックターミナルから出てきて右折しようとした大型トラックにひかれた。	221	17	1～9
2003	3	9 ～ 10	コンピューターソフトの開発担当者が外注先に出張して連続した過重労働を強いられ、ビル9階の窓から投身自殺した。	999	99	30～ 49
2004	2	10 ～ 11	仕事の繁忙期に入り残業や休日出勤が増加した結果、体調が悪くなり、病院に行き診療を受けていたところ、症状が悪化して死亡した。	911	90	30～ 49
2005	6	16 ～	用務先より事業場に戻る途中の鉄道駅のホームから転落し、進入してきた列車と接触した。	232	18	10～ 29

		17			
2006	2	8 ～ 9	常駐先が変わり、厳しい納期と顧客先の担当者から叱責を受けるなどしていた被災者が自殺した。	921	90 ～ 299
2011	6	5 ～ 6	被災者は、平成22年4月1日から派遣社員として勤務し、平成23年2月1日より正社員として直接雇用され、企業のホームページの構成や内容の企画立案の業務を担当した者であるが、月に100時間を超える時間外労働に従事することとなり、同年6月14日に医療機関で受診、薬を処方されていたが、そのまま勤務し、同年6月21日早朝に事業場内で首吊り自殺を図ったもの。	921	90 50～ 99
2011	1	8 ～ 7	事業場内の配管にロープをかけて首を吊っている被災者が午前9時15分頃、発見されたもの。死体検案書による死亡時刻は、午前8時0分頃（推定）、自殺であった。業務上のトラブル及び仕事内容及び量等の変化から心理的負荷による精神疾患を発症し、自殺したものとして労災認定されたもの。	921	90 300 ～
2012	3	6 ～ 7	被災者はシステム部長に就任後、業務量の増加に伴い長時間労働が続き、前日、同僚との深夜までの打合せ後、会社に残り翌早朝に事務室内で首を吊って自殺した。	921	90 50～ 99
2012	11	13 ～ 14	事業場を軽自動車で出発し、客先へ商品を納品するため国道を走行中、ハンドル操作を誤り左カーブでセンターラインを越え、対向の大型キャリアカー（車を運搬するトラック）と正面衝突し、死亡した。	231	17 ～ 299
2014	9	14 ～ 15	トイレ内にて、被災者が倒れているのを発見された。	911	99 300 ～
2014	6	0 ～ 1	業務中、心筋梗塞を発症し、死亡した。	921	90 1～9

2014	3	0 ～ 1	自宅の階段にて、首を吊り、自殺した。	921	90	300 ～
2014	1	4 ～ 5	被災者は、自宅で縊死した。縊死に至った背景として、業務量の増加、トラブル対応等に伴い、急激な時間外労働の増加等の心理的負荷がかかっていた状況が認められた。	921	90	1000 ～ 9999
2015	1	3 ～ 4	システム不具合による修正作業により業務量が増加し、平成27年1月9日午前2時頃コンピュータープログラム作業中に吐血し、救急車にて病院に搬送され、一旦帰宅をしたが、自宅で縊死したもの。（死亡時刻は推定）	921	90	300 ～
2015	6	16 ～ 17	労働者3名が、光波測量を行うための敷地境界の踏査を終えた後、林地の斜面を登る途中で高さ1.5メートル、幅3メートルの水路に入ったところ、1名が急こう配の水路を15乃至20メートル滑落して死亡し、1名が水路の淵で足を踏み外して水路の中に落ち負傷した。	418	1	1～9
2015	2	0 ～ 1	2月13日に自宅に帰宅した。翌日と翌々日は休日だったので2月16日に上司が自宅訪問した。応答がなかったので警察官とともに室内を確認したところ倒れている状態で発見された。司法解剖され虚血性心疾患と診断された。死亡日時は2月14日と推定されたが時間については不明。システムエンジニアの被災者の勤務は顧客先に常駐する型の勤務だった。平成28年3月29日業務上決定。	921	90	1～9
2016	5	16 ～ 17	国道の丁字路において、被災者が運転するオートバイと対向車線から右折しようとした軽自動車と衝突し、被災者は病院に搬送されたものの、出血性ショックで死亡した。	231	17	30～ 49
2016	2	21 ～ 22	営業にて、高速道路を運転中、ガイドレールに接触したため、停止していたところ、後続車に追突された。	231	17	1～9
2017	2	0 ～	1か月あたり100時間を超える長時間労働等により、精神障害を発病さ	921	90	50～

		1	せ首を吊って自殺した。			99
2018	10	14 ～ 15	ビル屋上に取り付けられていた外装パネル（金属製、厚さ2ミリ）が、地面まで約32メートルを飛来し、顧客先へ向かうため歩道上を、徒歩で移動中であつた被災者を直撃したものの。	418	4	30～ 49
2019	3	20 ～ 22	被災者は、事務所に入社し、被災者の部下が、約束していた打合せ場所に来ない被災者を探しに事務所を探したところ、会議室に倒れている被災者を発見したものの。	921	90	30～ 49

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SIB_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_03.htmlに戻る。